

Information

保育所入所申込の受付を行います

平成30年度の保育所入所のための認定申請および入所申込の受付を行います。

産休・育休終了などで年度途中での入所を予定している方も申込をしてください。

なお、定員に余裕がない場合や必要書類がすべて提出されない場合は、希望する保育所に入所できないことがありますので、ご了承ください。

問 役場 町民生活課 生活支援係
内線2117または各保育所(右記参照)

保 育 所 一 覧

保育所名	所在地	電話番号	定員	備考
近永保育所	近永1215番地1	45-0437	100	※乳児(0歳児)受入
さくら保育所	奈良4070番地	45-0438	80	※乳児(0歳児)受入
好藤保育所	東仲613番地2	45-0003	35	
清水保育所	清水1053番地	46-0230	35	
小松保育所	延川38番地1	48-0213	35	
小倉保育所	小倉865番地1	47-0530	35	
みどり保育所	下鍵山303番地	44-2146	35	※乳児(0歳児)受入

※乳児(0歳児)とは、満6カ月になった翌月以降

◆提出書類

※現在入所中の児童も提出が必要です。

- ①支給認定申請書兼保育所入所申込書
- ②家庭状況申告書
- ③保育の必要性を確認できる書類(「雇用(農業)証明書」や「母子手帳の写し」等)
- ④平成29年度市町村民税課税証明書
※鬼北町で課税されている方は不要

◆受付期間

12月1日(金)～12月15日(金)

◆受付場所

町内の各保育所 または 町民生活課生活支援係

◆保育時間

就労を理由とする場合、就労時間に応じて保育標準時間利用(最長11時間)と保育短時間利用(最長8時間)に区分されます。

◆保育所入所基準

保護者が次のいずれかに該当することにより保育の必要性が認められる場合

- ▶就労(会社員・パート・自営業など。1カ月の就労時間が64時間以上)
 - ▶妊娠、出産(出産月および産前・産後各2カ月間)
 - ▶保護者の疾病、心身に障がいがある。
 - ▶同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している。
 - ▶震災、風水害、火災その他の災害復旧にあつている。
 - ▶求職活動中(上限は90日間とし、原則として期間の延長はできません)
 - ▶就学
 - ▶虐待またはDVのおそれがある。
 - ▶育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
- ※乳児(0歳児)は、受け入れできない場合がありますので、事前にご相談ください。

Information

戦没者等のご遺族の皆さまへ ー第10回特別弔慰金ー

第10回特別弔慰金は、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で(※戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません)

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)左記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
請求期間 平成30年4月2日(月)まで
請求窓口 役場 町民生活課 生活支援係

問 役場 町民生活課 生活支援係 内線2119